

記載要領等**山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書****《使用目的》**

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 17 項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後 6 か月を経過する日になります。

《記載要領等》

- 1 届出者の欄は、林業経営相続人の相続人等の全員が記載してください。
- 2 記載事項 1 (1)について
 - (1) 経営報告基準日とは、施業整備期間^(注 1)にあつては当初認定起算日^(注 2)から 1 年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後 10 年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から 3 年を経過するごとの日をいいます。

(注 1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後 10 年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその 10 年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注 2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第 17 条第 1 項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（同法第 11 条第 3 項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。
 - (2) 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。
- 3 記載事項 1 (2)について
 - (1) 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。
 - (2) 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 3 項各号及び第 4 項に掲げる日から 2 か月を経過する日になります。
- 4 記載事項 1 (3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 3 項各号及び第 4 項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。